県央地域の各市町村における「高齢者救急」の取組状況等

令和元年8月30日現在

	原 ++	恶 LUTTer	:主111++	海	₼₽₽━	+1n+	令和元年 8 月 30 日現任
	厚木市	愛川町	清川村	海老名市	座間市	大和市	綾瀬市
	①救急医療情報セット	リストによる一人暮らし高齢		_ , ,	①救急医療情報キット	高齢者が自宅で万が一のこと	・「救急医療情報キット」を
	希望者(高齢者)に医療情報シ	者の把握と医療情報を記載し		アマネージャーとの情報共	高齢者の安全・安心を確保する		65歳以上のひとり暮らし
	ートや保管している旨を示す	た救急医療情報セットの活用		有を凶っている。	ために「かかりつけ医」「薬剤情		高齢者へ配布し、医療情報や
	ステッカーをセットにした				報提供書の写し」「持病」などの		緊急連絡先等の情報を記入
	「救急医療情報セット」を配	携に努めている。		医療情報や緊急連絡先の情	医療情報をケースに入れて自宅	=	して冷蔵庫へ保管してもら
	布し、救急要請時の迅速な救			報がすぐに確認できるよう	に保管しておくことで万一の救	及啓発を行っている。	うことで、緊急時の情報把握
	急活動に役立てている。		置や、緊急時の連絡先等を確	備え付けておく「えびな安心	急時に備える。		に活用。
	【所管】介護福祉課		認している。	キット」の配布と携帯でき			・「緊急通報機器」の設置助成
				る、「救急安心カード」を配布	②介護保険指定事業所から救急		を実施。緊急時の安否確認や
 	②救急安心カード			している。	隊への情報提供		救急要請に活用。
	希望者に氏名、生年月日、血液				消防署の救急隊と協力し、市内		・休日・夜間受診の適正受診に
	型、持病、かかりつけの病院な				で通所・宿泊を行っている介護		ついてのチラシ配布(健康講
	どを書いておくカードを配布				保険指定事業所(県及び市指定)		座、乳幼児健診等)
	し、携帯していただくことで、				の利用者に急変が生じた際の対		・あやせ 24 時間健康相談の周
	救急要請時の迅速な救急活動				応マニュアル作成の手引とし		知
	に役立てている。				て、「緊急時対応マニュアルの考		
	【所管】消防救急救命課				え方・作り方」を作成。また、		
					救急隊への情報提供をスムーズ		
	③アドバンス・ケア・プランニン				なものとするため、情報提供シ		
	グ (ACP)				ートは統一した書式とし、各事		
_	今年度、多職種を対象として				業所で使用していくよう要請し		
取	ACP の理解をテーマに研修を				ている。		
組	実施した。						
状	【所管】地域包括ケア推進担当				③座間市あんしんノート		
況					65 歳以上の市民を対象に作成		
					し希望者に無料で配布。自宅で		
					療養をしている方々が医療や介		
					護のサービスを受けた記録を		
					し、また関係各機関同士が伝達		
					事項や質問事項を書き込むこと		
					で情報共有が図れるようになっ		
					ている。ノートと一緒に医療保		
					険・介護保険・薬剤等の資料を		
					保管できるようファスナー式の		
					クリアポーチも配布している。		
					() 原文名、字却、() ニュ		
					④緊急通報システム		
					市内在住の高齢者がボタンを		
					押すだけでセコム(株)へ緊急		
					通報・健康相談することができ		
					る専用の発信機の貸与及び人感		
					センサーの取り付け事業。対象		
					者は別途規定。市民税の課税状		
					況によって月額使用料を定めて		
					いる。		

					令和元年8月30日現在		
厚木市		愛川町	清川村	海老名市	座間市	大和市	綾瀬市
①救急医療情報セ		消防署ヘリストを渡している		「えびな安心キット」の記載	①救急医療情報キット	救急医療情報キットは希望者	・「救急医療情報キット」の情
記入シートにつ	いては、身体	ため、救急要請時の患者情報は	開始したが、高齢者が多く、	内容の医療機関情報や、親	医療情報内容の更新が必要で	に対し配布しているため、高齢	報が更新されていなかった
		すぐに把握できているが、登録		族など緊急連絡先情報の更	あるが、適切になされていない	者に十分に行きわたっていな	り、未記入のことがあり、緊
が生じた場合、	更新をする必	がない方や希望しない方、家族	いない。	新がされていないことがあ	ことが多い。	い可能性がある。また、キット	急時に活用できないことが
要がある。更新	「の呼びかけを	関係が複雑な方の救急要請が	高齢者は近所の目を気にし	るため、適時行われること、		内の医療情報の定期的な更新	ある。
行っているが、	最新の情報に	あった場合、情報の把握が困難	て救急要請をせず、対応が遅	また必要な方に備えていた	②介護保険指定事業所から救急	がなされていない場合もある。	
更新されていな	いケースも想	であり、対応に苦慮している。	れる場合がある。(役場に電	だくことが課題である。	隊への情報提供		
定される。			話してくることが多々ある)		・使用は特別養護老人ホームと		
					一部の有料老人ホームとなっ		
②救急安心カード					ており、全ての介護保険事業		
携帯を希望する					所で活用されているわけでは		
象にしている中					ない。		
知が行き届いて	_				・利用している事業所内で情報		
状であり、市民					提供書の周知が図られておら		
及び関係機関を					ず、職員によっては情報提供		
配布が課題と思わ	われる。				書の存在を知らない者もいる		
071007 45	マーペニン・				ため、提供書を作成していて		
③アドバンス・ケブ)・/ フンニン				も活用されないことがある。		
グ (ACP)					・ 救急隊に情報提供後、病院に		
ACP を推進する					情報提供書を提供するルール		
て、市民を始め					となっていないため、病院側		
る ACP に対する					に十分な情報提供できていな		
課不可欠である。し					いことがある。		
題かにして理解を							
くのかというこ	.とか課題と認				③座間市あんしんノート		
識している。					市ホームページや高齢者福祉		
					のしおり等で周知しているが、		
					普及が図られていない(年間10		
					件程度)。		
					④緊急通報システム		
					・認知症がある市民の場合、シ		
					ステムの使用方法の理解が難		
					しく、誤通報が起こる。		
					業者に自宅の鍵を預けるた		
					め、市民から鍵の管理やセキ		
					ュリティを心配する声があ		
					ユッティを心配する声が <i>の</i> る。		
					- つ。 - 対象者の選定が難しい。		
					- 73 3公日 V 八迭/ビル*美肚 し V '。		